



被災住家の修理を支援します

本庁舎生活防災課 内2704 / 建築住宅課 内2275

令和3年2月13日に発生した地震により被災し、住家の修理が必要になった方は、被災証明書による被害判定に応じて、次の支援を受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

①被災者生活再建支援制度

- 対象者 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊（解体した場合に限る）
- 補助金額
 - ▷基礎支援金 全壊 100万円、大規模半壊 50万円（半壊は、解体した場合に限り100万円）
 - ▷加算支援金 全壊・大規模半壊 100万円、中規模半壊 50万円（補修の場合）
- ※複数世帯の場合の支援額です。単身世帯の場合は、金額が75%になります。
- 申込期間 令和4年3月11日(金)まで
- 申込先 本庁舎生活防災課 内2704

②被災住宅応急修理（準半壊以上）

- 支援内容（限度額）
 - ▷半壊以上 59万5千円以内
 - ▷準半壊 30万円以内
- ※申請者が依頼した修理業者に市が直接支払います。（申請者ではありません）

③一部損壊住宅修理支援事業

- 支援内容（限度額） 支援対象箇所の修理費が20万円以上の場合に、10万円を申請者に支給します。

【②・③共通事項】

- 申込資格 経済的に困窮し、自費では修理できない方
- 修理対象 緊急に修理しなければ、日常生活に支障がある箇所
 - ▷対象箇所 居室・寝室・風呂・トイレ・台所
 - ▷修理例 屋根・外壁・柱・床・基礎・戸・窓・水道管・浴槽などの補修、取替
- ※室内の戸・窓は、対象箇所に関連する場所のみ
- ※内装（クロス張り替えのみ）や家電製品、住家以外、緊急性の低い箇所は対象外
- 申込期限 7月30日(金)
- 修理完了期限 8月31日(火)
- ※被災証明書や、被害状況の分かる写真などが必要です。詳しくは、お問い合わせください。
- 申込先 本庁舎建築住宅課 内2275



健康ポイント事業参加者を募集します

健康増進課 ☎2114

《白河いきいき健康マイレージがリニューアルします》

活動量計やスマートフォンアプリを活用して、楽しく気軽に健康づくり！ウォーキングの歩数を自動で記録し、活動量がグラフと数字で一目瞭然です！市内の「健康スポット」で自分の血圧、体組成を気軽に計測でき、健康ポイントがもらえます。自分の健康づくりのために、歩くことや自分の体を知ることから始めませんか。

- 対象者 18歳（高校生は除く）以上の市民で、原則事前説明会へ参加できる方
- 申込期間 7月19日(月)必着

- 申込方法 活動量計またはアプリで参加するか選択します。
 - ▷アプリ webページでのみ受け付けます。
 - ▷活動量計 webページまたは後日全戸配布する申込用紙に必要事項を記入のうえ、健康増進課へ郵送してください。

《ポイントの貯め方》

歩数・計測・健診ポイントなどで期間内に最大5,000ポイント貯まると、5,000円分の賞品と交換できます。

《事前説明会》※8月中旬以降予定

- 参加者へ日時を指定した案内通知を送付します。指定日に来られない場合はご連絡ください。詳しくは、全戸配布のチラシまたは市ホームページをご覧ください。
- 申込先 健康増進課



65歳以上の高齢者向け新型コロナワクチン接種

事前の予約登録により、接種希望者に対して、年齢の高い方を優先に接種の日時・会場の通知を順次郵送しています。



- 接種期間 7月末まで
- 接種会場 国体記念体育館・表郷保健センター・大信農村環境改善センター（大信庁舎併設）・東保健センター



▲特設会場では、順次集団接種を行っています



▲高齢者施設での巡回接種も行われています

高齢者以外の方への接種は、8月以降、基礎疾患のある方、一般の方の順で行います。

《接種時の留意事項》

事前送付された接種券と予診票、本人確認書類（運転免許証・健康保険証）などを持参し、予約した時間帯に接種会場へお越しください。接種前にご自宅で体温を測定し、明らかに発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控えてください。ワクチンの効果を十分に得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回の接種を受ける必要があります。※ワクチン接種には、ご本人の同意が必要です。現在、治療中や体調不良の方は、かかりつけ医と相談のうえ接種を受けるかをお考えください。なお、住民票所在地の接種が原則です。

《新型コロナワクチン接種専用ダイヤル》

- ☎0120-567-343
- 対応時間 午前9時～午後5時 ※平日のみ

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

市では、次に該当するひとり親世帯に特別給付金を支給します。

- 対象者
 - 令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方
 - 公的年金などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になった方
- 給付額 児童1人当たり一律5万円
- 申請方法
 - ①に該当する方は申請不要です。
 - ②③に該当する方は申請が必要です。申請書を本庁舎子ども支援課または各庁舎地域振興課窓口に取りに来ていただくか、市ホームページからダウンロードして提出してください。
- 申請期限 令和4年2月28日(月)
- 申し込み・問い合わせ先 本庁舎子ども支援課 内2136



国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少するなど、次に該当する世帯の申請により、令和3年度国民健康保険税を減免する予定です。詳細は決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

- 対象者
 - 同感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 - 同感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年度の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの減少額（保険金などによる補てんを除く）が、前年の同収入額の10分の3以上が見込まれ、[A]・[B]の両方に該当する世帯
 - [A]世帯の主たる生計維持者の前年所得の合計金額が1千万円以下であること
 - [B]減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入などに係る所得額以外の前年所得の合計額が400万円以下であること
- 申し込み・問い合わせ先 本庁舎国保年金課 内2167